令和２年５月１日公布

天龍村告示第36号

天龍村新型コロナウイルス対策事業持続化給付金支給要綱

 （目的）

第１条　この告示は、村内において事業所を構え営業する者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した事業者に対し、事業の継続を支えることを目的として、前年同月より売上げが落ちた場合に予算の範囲内で給付金を支給することについて、補助金等交付規則(平成9年天龍村規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

 （定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　村内事業者　天龍村商工会商業部に属し村内に事業所を有する事業者。

(2)　売上額　　　所得税申告書作成の際に用いる月別売上金額等をいう。

 （支給対象者）

第３条　支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、村長が特に認めたときは、この限りでない。

(1)　村内事業者で、今後も引き続き１年以上営業する者であること。

(2)　令和2年2月の売上額が平成31年2月の売上額を下回ること、若しくは令和2年3月の売上額が平成31年3月の売上額を下回ること、又は令和2年4月の売上額が平成31年4月の売上額を下回ること、若しくは令和2年5月の売上額が令和元年5月の売上額を下回ること。ただし、新規に事業を開始し、営業期間が1年に満たない場合は、令和２年２月の売上額が営業期間の月平均売上額を下回ること、若しくは令和２年３月の売上額が営業期間の月平均売上額を下回ること、又は令和２年4月の売上額が営業期間の月平均売上額を下回ること、若しくは令和２年5月の売上額が営業期間の月平均売上額を下回ること。

(3)　天龍村暴力団排除条例（平成23年天龍村条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(4)　村税等を滞納していないこと。

 （給付金の額）

第４条　給付金の額は、次の各号のとおりとする。

(1)　平成31年2月の売上額から令和2年2月の売上額を差し引いて得た正数に1/2を乗じた額（当該金額が30万円を超えるときは、30万円とする。）を支給するものとする。この場合において、支給額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2)　平成31年3月の売上額から令和2年3月の売上額を差し引いて得た正数に1/2を乗じた額（当該金額が30万円を超えるときは、30万円とする。）を支給するものとする。この場合において、支給額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(3)　平成31年4月の売上額から令和2年4月の売上額を差し引いて得た正数に1/2を乗じた額（当該金額が30万円を超えるときは、30万円とする。）を支給するものとする。この場合において、支給額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4)　令和元年5月の売上額から令和2年5月の売上額を差し引いて得た正数に1/2を乗じた額（当該金額が30万円を超えるときは、30万円とする。）を支給するものとする。この場合において、支給額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(5)　新規に事業を開始し、営業期間が1年に満たない場合は、営業期間の月平均売上額を算出し、その売上額から令和2年2月の売上額を差し引いて得た正数に1/2を乗じた額（当該金額が30万円を超えるときは、30万円とする。）を支給するものとする。この場合において、支給額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(6)　新規に事業を開始し、営業期間が1年に満たない場合は、営業期間の月平均売上額を算出し、その売上額から令和2年３月の売上額を差し引いて得た正数に1/2を乗じた額（当該金額が30万円を超えるときは、30万円とする。）を支給するものとする。この場合において、支給額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(7)　新規に事業を開始し、営業期間が1年に満たない場合は、営業期間の月平均売上額を算出し、その売上額から令和2年4月の売上額を差し引いて得た正数に1/2を乗じた額（当該金額が30万円を超えるときは、30万円とする。）を支給するものとする。この場合において、支給額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(8)　新規に事業を開始し、営業期間が1年に満たない場合は、営業期間の月平均売上額を算出し、その売上額から令和2年5月の売上額を差し引いて得た正数に1/2を乗じた額（当該金額が30万円を超えるときは、30万円とする。）を支給するものとする。この場合において、支給額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(9)　前第１号、前第２号の額を合算した額若しくは前第３号、前第４号の額を合算した額又は前第５号、前第６号の額を合算した額若しくは前第7号、前号の額を合算した額が30万円を超えるときは、30万円とする。

 （支給申請）

第５条　給付金の支給申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、天龍村新型コロナウイルス対策事業持続化給付金支給（変更）申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。）に理由書（別記様式１号）、同意書（別記様式２号）及び天龍村新型コロナウイルス対策事業持続化給付金チェック表（別記様式３号）と村長が必要と認める書類を添えて令和2年７月3１日までに村長に提出しなければならない。

 （支給決定）

第６条　村長は前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、不明な点があった場合や必要があるときは、申請者からの説明を求めるものとする。

２　支給することを適当と認めたときは、天龍村新型コロナウイルス対策事業持続化給付金支給（変更）決定通知書(様式第2号。以下「決定通知」という。 ）を申請者に通知するものとする。

 （変更申請）

第７条　給付金の支給決定を受けた申請者が、第5条の申請内容を変更しようとするときは、申請書に村長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

 （変更支給決定）

第８条　給付金の変更支給決定は、決定通知により行うものとする。

 （給付金の請求）

第９条　第6条の決定通知を受けた申請者（以下「給付決定者」という。）は、速やかに天龍村新型コロナウイルス対策事業持続化給付金請求書(様式第3号）に村長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

 （支給決定の取消し等）

第10条　村長は、給付決定者が、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたときは、給付金の支給決定の全部若しくは一部を取消し、又は返還を求めることができる。

 （委任）

第11条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年6月30日限り、その効力を失う。

 附 則

この告示は、令和２年６月１日から施行し、令和2年8月30日限り、その効力を失う。